

福岡地裁総第413号

令和7年6月10日

弁護士 山中理司様

福岡地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

3月25日付け（同月31日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
福岡地裁作成の4月期転入者向けの周知文書（令和7年度分）
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課文書第一係 電話092（781）3141（内線3108）